平成２９年（フ）第２６０８号
大阪市城東区鴫野東１丁目６番３号　鴫野マンション　105
債務者　中谷八千代
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１０号
大阪市西成区岸里東１丁目23番２号　クラウンマンション　303号室
債務者　難波　一成
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１２号
大阪市生野区新今里４丁目８番６―702号
債務者　中嶋　洋平
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１５号
大阪府枚方市宗谷１丁目11番50―301号
債務者　小林理恵子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１８号
大阪市東住吉区田辺５丁目１番32―902号
債務者　川内　　強
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２０号
大阪市生野区勝山北４丁目７番７号
債務者　相原政教こと　金　　正憲
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県丹波市氷上町成松144番地７
債務者　小林　義晴
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第３０９号
福岡県宗像市深田1022番地32　荒開団地32号、申立時の住所福岡県宗像市平井１丁目３番６号　安永アパート１階１号
債務者　久保　美惠
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７８７号
福岡県朝倉郡筑前町新町228番地３　中村アパート３号、前住所福岡県朝倉郡筑前町高上854番地２
債務者　小玉　英仁
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９４号
福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目114番地　フレマリール若葉201号
債務者　柿内　珠美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８２５号
福岡市博多区寿町２丁目３番７―401号
債務者　平下　博久
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３３号
福岡県春日市小倉６丁目126番地　ＰＥＡＣＥ　ＣＯＵＲＴ208号
債務者　大柿　泉星
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４６号
福岡県糸島市潤３丁目23番17―506号
債務者　尾崎　康弘
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４９号
福岡市南区若久５丁目11番18号
債務者　大前　文香
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５３号
福岡県糸島市高田２丁目７番18号
債務者　武田美佐枝
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６９号
福岡県福津市津屋崎８丁目14番１号　フェアリーライフⅠ201号
債務者　大島　浩章
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市下高隈町4536番地19
債務者　林　亜紀子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係